

# 地方公営企業会計制度の見直しについて

## 1 見直しの経緯

### (1) 資本制度の見直し

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）による地方公営企業法の一部改正  
・ 成立：平成23年4月28日 ・ 公布：平成23年5月2日 ・ 施行：平成24年4月1日
- 関係政省令の改正  
・ 閣議決定：平成23年8月26日 ・ 公布：平成23年8月30日 ・ 施行：平成24年4月1日

### (2) 会計基準の見直し

- 関係政省令の改正  
・ 閣議決定：平成24年1月24日 ・ 公布：平成24年1月27日 ・ 施行：平成24年2月1日  
・ 適用：平成26年度予算及び決算から適用（早期適用も可能）

## 2 見直しの背景

### (1) 企業会計基準の見直しの進展

- 企業会計基準が国際基準を踏まえて見直されている一方、地方公営企業会計制度は昭和41年以来大きな改正がなされておらず、企業会計制度との整合を図る必要が生じている。

### (2) 地方独立行政法人の会計制度の導入及び地方公会計改革の推進

- 地方独立行政法人化を選択する地方公営企業も増えており、地方公営企業会計基準と企業会計原則に準じた地方独立行政法人会計基準との整合を図る必要が生じている。
- 地方公会計の整備における会計モデルも、企業会計原則に準じた会計制度が導入されている。

### (3) 地域主権改革の推進

- 地方分権改革推進委員会の第2次勧告及び第3次勧告を受け、地方公営企業についても、地域主権改革に沿った見直しを進める必要がある。

### (4) 公営企業の抜本改革の推進

- 「債務調整等に関する調査研究会報告書」において、「総務省においては、公営企業の経営状況等をよりの確に把握できるよう所要の改革を行うべきである。」との提言がなされている。

## 3 見直しに当たっての基本的な考え方

### (1) 現行の企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする

- 地方公営企業会計の見直しに当たっては、最大限、現行の企業会計原則の考え方を取り入れる。
- 今後の企業会計原則の変更について、一定程度の定着を待って、適時適切に反映、見直しを行う。

### (2) 地方公営企業の特徴等を適切に勘案すべきこと

- 負担区分原則に基づく一般会計等負担や国庫補助金等の存在に十分意を用いて、これらの公的負担の状況を明らかにする必要がある。また、新地方公会計モデルにおける一般会計等との連結等にも留意する。
- 地方公営企業の特徴等を踏まえ、必要に応じ、注記を行う。

### (3) 地域主権改革に沿ったものとする

- 地方公共団体における地方公営企業経営の自由度の向上を図る観点から、資本制度等を見直しを行う。
- 財務規定等が適用されていない公営企業等について、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用する。

## 4 資本制度の見直しの概要

- 法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。
- 条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。
- 経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。

	旧	新	本市病院事業会計の対応等
利益の処分	① 1/20を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積立 ② 残額は議会の議決により処分可	条例又は議決により可	・ 累積欠損金を有することから当面の間、利益処分の予定はない ・ 将来、利益処分をする場合は議決で対応予定
資本剰余金の処分	① 原則不可 ② 補助金等により取得した資産が滅失等した場合は可 ③ 利益をもって繰越欠損金を補填しきれなかった場合は可	条例又は議決により可	・ 平成24年度決算から適用 ・ <u>②について条例化（第4回議会に上程予定）</u>
資本金の減	不可	議決により可	

※利益、資本剰余金の処分が、条例又は議決により可能となったことに伴い、政省令の関係規定を削除

### ※みなし償却制度

みなし償却制度は、補助金等により取得した固定資産の減価償却の際、購入価額から補助金等の充当額を控除した額を帳簿価額とみなし、補助金等が未充当な部分についてのみ減価償却を行う制度である。

また、補助金等の相当額については、当該固定資産が除却等されるまで減価償却されることなく、資本の部に計上した資本剰余金と両建てで維持され、当該固定資産に除却等が発生した場合において、当該損失をうめるため資本剰余金を取り崩して補填するものである。

## 5 会計基準の見直しの概要

- 借入資本金（企業債等）の見直し
  - ・ これまで資本に計上されていた借入資本金を負債へ計上する。
- 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の見直し
  - ・ 任意適用が認められている「みなし償却制度」は廃止する。
  - ・ 償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金等については、「長期前受金」として負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却見合い分を、順次収益化する。
- 引当金の見直し
  - ・ 退職給付引当金の計上を義務化する。また、その他の引当金についても、引当金の要件を踏まえ、計上するものとする。（例：賞与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、貸倒引当金）
- 繰延資産の見直し
  - ・ 新たな繰延勘定への計上を認めない。
- たな卸資産の価額の見直し
  - ・ 時価が帳簿価額より下落している場合には当該時価とする、いわゆる低価法を義務付ける。
- 減損会計、リース会計、キャッシュフロー計算書の導入、セグメント情報の開示
- 勘定科目等の見直し
  - ・ 会計基準の改正の方向性も踏まえつつ、地方公営企業法の資金不足の状況をはじめとする経営情報が、財務諸表上、可能な限り明らかにされるよう勘定科目の見直しを図る。また、地方公営企業の状況を適切に開示するため、重要な会計方針等を注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

## 6 国における今後の検討事項

- 計画性・透明性の高い企業経営を推進する観点から、経営の基本に関する事項（経営の基本方針）として、「一般会計等との経費負担の原則」及び「資本の維持造成に関する事項」を条例において規定することについて検討する。
- その他の検討事項として、1円まで減価償却できる規定の拡大、指定管理者制度を採用している地方公営企業の取扱い、予算・決算に係る関係書類の見直し等が挙げられている。

## 7 移行スケジュール

		H24年度	H25年度	H26年度
資本制度の見直し	利益処分	当面の間、利益処分の予定なし		
	資本剰余金の処分	第4回定例議会に条例案を上程する予定	H25年度末まで条例で対応	新基準へ移行（ただし、H25年度決算は旧基準）
会計基準の見直し		H26年度予算からの適用に向けた準備		新基準による予算編成

## 8 会計基準の見直しに伴う影響

### (1) 財務諸表への影響

見直し項目	増加	減少
① 借入資本金を負債に計上	固定負債、流動負債	資本金（借入資本金の廃止）
② みなし償却制度を廃止、長期前受金を計上	繰延収益（長期前受金）	固定資産、資本剰余金
③ 引当金を計上	固定負債、流動負債（負債性引当金〈退職手当等〉）	固定資産、流動資産（評価性引当金〈貸倒等〉）
④ 繰延勘定を廃止		繰延勘定（廃止）
⑤ たな卸資産の価額に低価法を義務付け		流動資産（帳簿価額＞時価の場合）
⑥ 減損会計を導入		固定資産（減損した場合）
⑦ リース会計を導入	固定資産（リース資産）、固定負債、流動負債（リース債務）	

【見直し前の貸借対照表】

固定資産	固定負債
	流動負債
流動資産	資本金
	資本剰余金
繰延勘定	利益剰余金

【見直し後の貸借対照表】

みなし償却資産の既償却相当分を減額等

固定資産 ②↓③↓⑥↓⑦↑	固定負債 ①↑③↑⑦↑
	流動負債 ①↑③↑⑦↑
流動資産 ③↓⑤↓	繰延収益 ②
	資本金 ①↓
繰延勘定の廃止 ④ (現在計上しているものは償却終了まで計上可能)	資本剰余金 ②↓
	利益剰余金 ⑤↓⑥↓

### (2) 健全化指標等への影響

○ 財政健全化法「資金不足比率」20%以上 → 経営健全化計画の策定義務等

○ 地方財政法「資金不足比率」10%以上 → 企業債の発行が協議制から「許可制」へ

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

↓

(流動負債 + 建設改良等以外に充てた地方債現在高 - 流動資産)

- 解消可能資金不足額 (※解消可能資金不足額の控除は財政健全化法のみ)

会計基準の見直しに伴い、流動負債が増加し、流動資産が減少するため、資金不足比率は上昇する。

## 9 病院事業への影響

○ 会計基準の見直しのうち病院事業の財務諸表に与える影響が特に大きいものは、借入資本金の見直しと退職給付引当金の計上

- 借入資本金の見直しにより、企業債が借入資本金から負債に移行する。  
(平成23年度末企業債残高 約642億円)
- 退職給付引当金を負債に計上するとともに、同時に特別損失に計上する。  
(平成23年度末における試算額は、約66億円、一括計上が原則だが、経営状況等により最長15年間の分割計上が認められている。)

### 【貸借対照表における影響の試算】

平成23年度末 貸借対照表	上記①、②を反映させた場合								
<table border="1"> <tr> <td>資産 703億円 (うち流動資産 101億円)</td> <td>負債 63億円 (うち流動負債 63億円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本 640億円</td> </tr> </table>	資産 703億円 (うち流動資産 101億円)	負債 63億円 (うち流動負債 63億円)		資本 640億円	<table border="1"> <tr> <td>資産 703億円 (うち流動資産 101億円)</td> <td>負債 771億円 (うち流動負債 97億円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>資本 △68億円 (債務超過)</td> </tr> </table>	資産 703億円 (うち流動資産 101億円)	負債 771億円 (うち流動負債 97億円)		資本 △68億円 (債務超過)
資産 703億円 (うち流動資産 101億円)	負債 63億円 (うち流動負債 63億円)								
	資本 640億円								
資産 703億円 (うち流動資産 101億円)	負債 771億円 (うち流動負債 97億円)								
	資本 △68億円 (債務超過)								

- 負債+642億円 資本-642億円
- 負債+66億円 資本-66億円 (欠損金の増)

※企業債のうち、後年度一般会計負担分について、注記する。  
(総務省線出基準に基づく試算額 約400億円)

### 【資金過不足額の試算】

$$\text{流動資産}101\text{億円} - \text{流動負債}63\text{億円} = 38\text{億円} \quad \Rightarrow \quad \text{流動資産}101\text{億円} - (\text{流動負債}97\text{億円} - \text{翌年度償還企業債}34\text{億円}) = 38\text{億円}$$

※ 財政健全化法、地方財政法における資金不足比率の算定に際しては、翌年度償還の企業債を流動負債から除くなど、必要な調整が行われる。